

## － 応募要領 －

### つつじ補助金・くすのき補助金の企画募集

この補助金は、市民協働によるまちづくりを推進することを目的に、非営利で、不特定多数のひとのためになる自主的な活動「公益的社会貢献活動」を行う団体の活動を支援するための補助金です。

市民協働推進補助金は、みなさんの寄附などから支えられる「豊橋市市民協働推進基金（トヨッキー基金）」が財源となっています。

#### 目次

No.	項目	ページ数
1	補助金の種類	2ページ
2	応募から実績報告までのスケジュール	2ページ
3	対象となる団体	3ページ
4	対象となる事業	3ページ
5	補助対象経費と補助対象外経費	4ページ
6	提出書類	5ページ
7	事前チェックから提出までの流れ	5ページ
8	審査について	6ページ
9	その他	6ページ
10	問い合わせ先	6ページ



#### 補助金応募説明会

日時：令和8年4月17日（金）、令和8年5月15日（金）

両日とも午後7時より

場所：豊橋市役所 講堂（東館13階）

令和8年度に行う事業が対象です。

募集期間は、

**令和8年4月17日（金）から令和8年6月19日（金）まで**

※最終日は午後5時15分必着！

詳しくは、中をご確認ください！



## 1. 補助金の種類

活動を **はじめる** きっかけに！

### つつじ補助金 (市民活動スタート支援)

補助額 上限 10 万円

- ・補助対象経費が10万円以下の場合…全額補助
- ・補助対象経費が10万円を超える場合…10万円
- ※多様な主体が参画し、役割分担のもと連携して実施する事業（マルチパートナーシップ事業）であって、審査において事業効果の向上が期待できると認められた場合…上限20万円
- ・4年度に1回新規事業に限り応募可
- ・5人以上のグループ（団体）が応募可

活動を **ひろげる** きっかけに！

### くすのき補助金 (市民活動ネクスト支援)

補助額 上限 30 万円

- ・下記①②のうちいずれか少ない額
- ①30万円
- ②（【補助対象経費－5万円】×補助率）＋5万円
- ただし、補助対象経費が5万円以下の場合は補助対象経費
- ※補助率…1回目2/3、2回目1/2、3回目1/3
- ・1事業につき3回まで応募可
- ・5人以上のグループ（団体）が応募可

## 2. 応募から実績報告までのスケジュール

STEP 1	応募書類受付及び事前チェック期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年4月17日（金）から令和8年6月19日（金）まで</li> <li>・事前チェックは6月17日（水）まで</li> <li>・最終日は、午後5時15分必着</li> </ul>
STEP 2	書類審査・公開プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年7月中に実施</li> <li>・つつじ補助金は書類審査のみ、くすのき補助金は書類審査及び公開プレゼンテーションを実施</li> </ul>
STEP 3	採択団体決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年7月末に採択団体が決定</li> </ul>
STEP 4	交付申請・事業実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業開始までに交付申請</li> <li>・事業実施期間は、令和8年8月から令和9年3月までの間</li> </ul>
STEP 5	実績報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業終了後30日以内又は令和9年3月31日（水）のいずれか早い日までに実績報告</li> </ul>

### 3. 対象となる団体

- ① 公益的社会貢献活動団体（※1）であること。
- ② 主に豊橋市内で活動を行っていること。
- ③ 団体の構成員の2分の1以上が豊橋市に在住、在勤、在学していること。
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）は対象団体にはなりません。
- ⑤ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が役員となっている団体は対象団体とはなりません。
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している団体は対象団体とはなりません。

※1…公益的社会貢献活動団体とは、次に掲げる団体をいう。

(1) 特定非営利活動法人（NPO法人）

(2) 公益的社会貢献活動をする法人その他の団体で、次のいずれにも該当する団体

- ・利益配分を行わないこと。
- ・民間団体であること。
- ・5人以上の会員で運営されていること。
- ・意思決定機関を持ち、組織の運営に関する規則（会則等）があること。
- ・組織運営に関して自発的参加があること。
- ・活動に継続性があること。
- ・政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的としていないこと。
- ・暴力的な活動を行わないこと。

### 4. 対象となる事業

令和8年度中に行われる事業で、地域社会の課題を解決するために行われるものが対象となります。具体的な事業の分野は、次に掲げるものです。

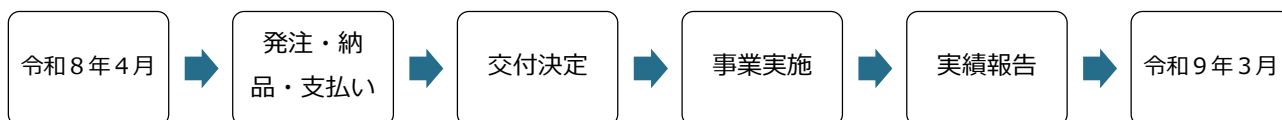
- |                          |  |
|--------------------------|--|
| ① 保健、医療又は福祉の増進を図る事業      | ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業                  |
| ② 社会教育の推進を図る事業           | ⑬ 子どもの健全育成を図る事業                        |
| ③ まちづくりの推進を図る事業          | ⑭ 情報化社会の発展を図る事業                        |
| ④ 観光の振興を図る事業             | ⑮ 科学技術の振興を図る事業                         |
| ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る事業    | ⑯ 経済活動の活性化を図る事業                        |
| ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業 | ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業              |
| ⑦ 環境の保全を図る事業             | ⑱ 消費者の保護を図る事業                          |
| ⑧ 災害救援事業                 | ⑲ 公益的社会貢献活動団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助を行う事業 |
| ⑨ 地域安全事業                 | ⑳ 上記①から⑱に掲げる活動に準ずるとして愛知県の条例で定める事業      |
| ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る事業      |  |
| ⑪ 国際協力を行う事業              |  |

★注意★

令和8年度に市から他の補助金（団体の運営・応募以外の事業に係るものを除く）又は豊橋市社会福祉協議会のボランティア活動助成金を受けていない事業に限ります。対象事業・事業期間が同じであれば、国・県・民間の助成を併用することは可能です。市補助金と他補助金と事業収入の合計が事業費を上回らないことが条件です。

## 5. 補助対象経費と補助対象外経費

当該年度（4月～3月）にかかった経費に限り、交付決定前の準備経費も補助対象経費に認めることとします。ただし、イベントなどの事業実施のタイミングは、必ず交付決定後としてください。



補助対象経費と補助対象外経費については、以下のとおりです。

	費目	主なもの
対象経費	報償費	講師・専門家等への謝礼等
	旅費	講師・専門家等への交通費・宿泊費等
	需用費	消耗品費、書籍等の購入費、チラシ・ポスター等の印刷製本費、機材等の燃料費等
	役務費	翻訳・原稿料、通信運搬費、保険料等
	委託料	設計・測量・デザイン等の委託料
	使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機材・物品・器具等のレンタル・リース料等
	工事請負費	事業のための工事を業者をお願いした時の費用
	原材料費	セメント・砂利・鋼材・木材等の資材
	備品購入費	5万円以上で反復使用に耐えるものの購入費（ただし、事業に不可欠なものに限る。）
	その他の経費	その他市長が必要と認める経費

対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の運営に関する事務費等の経常的な経費</li> <li>・団体の事務所等を購入、整備、維持するための経費</li> <li>・団体の構成員に対する人件費、謝礼、食糧費（活動時に必要な水分補給に要する費用は除く。）、交通費及び宿泊費</li> <li>・領収書等により団体が支払ったことが確認できない経費</li> <li>・事業に直接要した額を確認できない経費</li> </ul>
-------	---

## 6. 提出書類

- ① 豊橋市市民協働推進補助金応募チェックシート
- ② 市民協働推進補助事業企画書（様式第1） ※A4版1枚程度で提出。
- ③ 事業計画書（様式第2） ※くすのき補助金応募の場合は、市のホームページで公開します。  
事業計画書（別記） ※つつじ補助金で別プロジェクト事業として応募する場合のみ提出。
- ④ 収支予算書（様式第3） ※A4版1枚程度で提出。
- ⑤ 構成員名簿（様式第4）
- ⑥ 定款又は規約、会則その他これらに準ずるもの
- ⑦ 事業実施の位置図及び工作物等のイメージ図（大きさ、デザインなどがわかるもの）
- ⑧ 工事を業者に依頼する場合は、工事費用の見積書の写し  
※⑦⑧については、施設整備を伴う場合のみ提出。
- ⑨ 参考資料（過去実施した事業のチラシなど） ※任意提出。A4版1枚程度で提出。

◆様式は、市のホームページからダウンロードできます。

（<http://www.city.toyohashi.lg.jp/2672.htm>） ホームページのQRコード⇒

◆市民協働推進課、豊橋市民センターでも印刷した様式を配布しています。



## 7. 事前チェックから提出までの流れ

募集期間中（令和8年4月17日（金）から令和8年6月17日（水））に、企画内容について市民活動プラザ（豊橋市民センター内）にて必ず事前チェックを受けてください。

STEP 1	市民活動プラザへ電話で予約 4月17日(金)から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ TEL : 0532-56-5160</li> <li>・ 必ず事前に電話をしてください。</li> <li>・ 締切日付近は大変混みあいますので、余裕をもって事前チェックの実施をお願いします。</li> </ul>
STEP 2	市民活動プラザで事前に チェック 6月17日(水)まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出書類を一式持参してください。</li> <li>・ 複数回チェックを行う場合もありますので、遅くとも6月10日頃までに1回目のチェックを終えられるように準備をしてください。</li> <li>・ 松葉公園駐車場を利用された場合は1時間分を上限に駐車場割引サービスを実施します。</li> </ul>
STEP 3	市民協働推進課へ提出 6月19日(金)まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵送または電子メールにて送付、もしくは持参してください。</li> <li>・ 受付時間は、月～金曜日の午前8時30分から午後5時15分です。（土・日・祝日は除く）</li> <li>・ 提出後の修正は必ず事前に連絡のうえ、応募期間中のみ可能です。</li> </ul>

**重要**

## 8. 審査について


- ・豊橋市市民協働推進審議会にて企画書に対する審査を行い、採択の有無を決定します。
- ・点数の高い企画から補助金を交付するため、基準点を超えた企画であっても市の予算の範囲を超えた場合は不採択となります。

## 9. その他

- ・応募いただいた書類の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・補助金の交付を受けた団体は、本補助金の財源である「市民協働推進基金（トヨッキー基金）」の普及啓発活動にご協力いただきます。（実施事業内でのPR活動又は豊橋まつりでのPR活動など）
- ・事業を行う上で必要な許可があるか申請前にご確認ください。（法的な許可や建物・土地の所有者の許可等）
- ・補助金は前払いで交付するため、前払いした額が事業実施後に確定する補助対象経費を超えている場合は、差額を返還していただきます。
- ・事業実施の翌年度に市が開催する「市民協働推進補助金活用事業報告会」にて、活動報告をしていただきます。

## 10. 問い合わせ先

 豊橋市役所 市民協働推進課（西館4階）  
〒440-8501  
豊橋市今橋町1番地  
担当：市民協働グループ  
TEL 0532-51-3201  
FAX 0532-56-5128  
E-mail [shiminkyodo@city.toyohashi.lg.jp](mailto:shiminkyodo@city.toyohashi.lg.jp)

 市民活動プラザ（豊橋市民センター内）  
〒440-0897  
豊橋市松葉町二丁目63  
TEL 0532-56-5160  
FAX 0532-56-5161  
E-mail [npo-info@tees.jp](mailto:npo-info@tees.jp)  
開館時間：午前9時から午後9時  
休館日：月曜日・年末年始（12/29から1/3）

